

令和 8 年度区議会事務局会計年度任用職員募集要項

- 1 職名
区議会事務局事務補助員
- 2 募集期間
令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）から令和 8 年 1 月 1 6 日（金）まで
- 3 募集方法
ウェブサイトへ募集記事を掲載します。
- 4 募集人数
1 人
- 5 選考方法
書類審査・作文・面接
○第一次選考 書類審査・作文
○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）
- 6 応募資格
資格・国籍・年齢の要件は設けていません。
（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）
なお、下記（１）～（４）のいずれかに該当するかたは受験できません。
（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（２）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（４）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）に定める労働時間（1 日 8 時間又は週 4 0 時間）を上回ることとなる者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に 2 つ以上兼ねることはできません。
- 7 職務内容
・会議録反訳・校正事務に関すること
・会議事務補助に関すること
・広報事務の補助に関すること
・庶務事務及び議事・調査事務の補助に関すること
なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。
- 8 職務系又は職種
事務系
- 9 雇用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日及び休日

勤務日

月曜日から金曜日の 5 日間

休日

土曜日、日曜日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）及び祝日

11 勤務時間

1 日の勤務時間 6 時間（実働）

午前 9 時から午後 4 時まで

（正午から午後 1 時までの休憩 1 時間を含む）

12 勤務場所

目黒区総合庁舎本館 5 階

区議会事務局

※敷地内禁煙（目黒区総合庁舎は屋外喫煙所 1 か所あり）

13 報酬額等

月額約 2 2 2, 3 1 6 円（地域手当相当額を含む。）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月 1 5 日です。ただし、1 5 日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 休暇等

年次有給休暇は 1 5 日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

17 社会保険及び雇用保険の適用

健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されます。

（1）加入する健康保険

東京都職員共済組合

（2）任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き１年以上組合員である必要があります。（任用期間が４月１日から翌年３月３１日までの１年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が１年を超える必要があります。）

18 健康管理

年１回定期総合健康診断等を実施します。

５月１日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

19 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

20 応募方法

次のいずれかの方法によりご応募ください。

(１) 電子申請（インターネット申請）

区議会事務局事務補助員応募フォーム

<https://logoform.jp/form/KeTk/1356628>



(２) 郵送

〒１５３－８５７３ 目黒区上目黒二丁目１９番１５号

目黒区議会事務局議事・調査係

封筒に提出書類をすべて入れて「区議会事務局事務補助員」と明記する。

(３) 窓口

区議会事務局議事・調査係へ持参

21 提出書類

(１) 履歴書（６月以内の撮影写真添付）

電子申請（インターネット申請）による応募の場合は履歴書の作成は不要で、インターネット上で必要事項を入力します。

(２) 作文

・テーマ「仕事をする上で最も大切にしていることと、その理由」

・文字数 ８００字程度

・市販の原稿用紙、パソコン等での入力・印刷したものどちらでも可

なお、郵送又は窓口にてご提出いただいた書類は返却いたしません。

22 提出期限

令和８年１月１６日（金曜日）（必着）

※電子申請（インターネット申請）の場合は同日２３：５９まで（受信有効）

23 問い合わせ先

郵便番号 １５３－８５７３

目黒区上目黒二丁目１９番１５号

目黒区議会事務局議事・調査係

電話番号 ０３－５７２２－９４１４（直通）

受付時間 月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時００分まで

以 上